

政策研究における理想理論と非理想理論の位置付け

香 月 悠 希

1. はじめに

本稿の目的は、理想理論と非理想理論をめぐる論争を概観し、その成果を政策研究の文脈に位置付けることにある。これまで、公共政策を価値や規範の側面から研究することの意義は繰り返し強調されてきたが、理想理論と非理想理論を政策分析や政策立案の中にかに位置付けるかという議論は、あまりなされてこなかった。

しかしながら、近年、理想理論の実践における有用性を批判的に吟味する議論が、規範理論の研究者を中心に盛んにおこなわれるようになってきている。議論の出発点となったのは、アマルティア・センによるロールズ批判である。センは、ロールズの方法論（理想理論）では、規範理論による現実の問題解決への貢献は期待できないと主張し、その方法論の全面的な放棄を迫った。これに対して、ジョン・シモンズやアダム・スウィフトといった論者たちは、理想理論の中長期的なガイダンスとしての有用性を強調することで、センの批判への反駁を試みたのである。後にみるように、この論争は、規範理論の公共政策への応用を考える上での重要な論点を提供しているように思われる。そこで本稿では、その論争を概観したうえで、理想理論と非理想理論について政策研究の観点からの考察を試みる。

以下、構成は次の通りである。まず、第2章では、理想理論と非理想理論の区別について、先行研究にもとづいて簡単に説明する。第3章では、理想理論の必要性をめぐる論争の中でもとりわけ重要な問題を提起しているアマルティア・センの理想理論批判を取りあげ、センが提起している理想理論の問題点を明らかにする。つづいて、第4章では、センの批判に対する主要な反論を検討する。第5章では、それまでの議論を踏まえ、理想理論と非理想理論の、政策研究の文脈への位置付けを試みる。第6章では、今後さらに検討されるべき課題を指摘する。

2. 理想理論とは何か

2.1. 理想理論と非理想理論

理想理論とは、もともとロールズが自身の『正義論』の性格を明確にするために導入した、規範理論のアプローチのことである。ロールズによれば、規範理論には、一定の理想化された状況を前提として正義の原理を探求する理想理論と、より現実的な条件のもとで可能な限り正義にかなった行為や選択を探求する非理想理論がある。言うまでもなく『正義論』そのものは、前者に

焦点を当てたものとして説明される。この区別の背景にあるのは、ロールズが自身の政治哲学上のスタンスとして標榜する「現実主義的ユートピア realistic utopia」という概念である。

2.2. 現実主義的ユートピア

現実主義的ユートピアは、今この世界においては実在していないという意味でユートピア的ではあるものの、努力によって到達することができるという意味で現実主義的な社会構想のことを指す。ただし、ここでいうところの現実主義は、到達が不可能ではないということのみ意味するわけではない。その含意は、多少の理想化はおこなうにせよ、現実の政治や社会、経済を制約する諸条件を考慮するということである。それゆえ「現実主義的ユートピア」は、適度に好都合な条件のもとで、民主的な社会に最適な正義構想として探求される。このように、現実主義的ユートピアの探求と模索が、理想理論的アプローチの眼目である¹⁾。

理想理論と非理想理論の関係について、ロールズは、少なくともその重要性において理想理論が非理想理論に優越すると主張していたわけではないものの、順番としてはまず理想理論から取り組まれるべきであるとの見解を示している (Rawls, 1999, p. 9=2010, p. 13)。その理由は、理想理論が、非理想理論が対処しなければならない喫緊の諸問題を体系的に把握する唯一の基盤を与えるからである。つまり、まず理想の社会制度を解明したうえで始めて、非理想理論の問題にじっくり取り組むことができるというのがロールズの立場である。

2.3. 理想理論の三つの前提

とはいえ、実のところ、両者をいかに区別するかについては複数の研究があり、確立した合意が得られているとは言えない (Hamlin & Stemplowska, 2012, p. 48)。ロウラ・ヴァレンティーニによれば、理想理論と非理想理論について言及した先行研究を見るかぎり、両者を分ける区別として(1)厳格な遵守状況の有無による区別、(2)ユートピア的理論とリアリズム理論の区別²⁾、(3)最終目的地の理論と移行期の理論の区別の三つがあると整理している (Valentini, 2012)。そのなかでも合意が得られているのが、(1)の「厳格な遵守状況」を前提とするか否かにもとづく区別であるが、理想理論 (非理想理論) をもっぱら厳格な遵守理論 (部分的遵守理論) としてのみ理解する見方には批判もある。たとえばマーカス・アルヴァンは、理想理論を構成する前提として、厳格な遵守にくわえてさらにふたつの前提があると主張している。第一に、正義の状況 (circumstances of justice) の成立、第二に望ましい条件 (favorable conditions) の充足である (Arvan, 2014, p. 96)。以下では、それらの前提について順を追って確認したあと、理想理論と非理想理論をめぐる論争について概観することとしたい。

2.3.1. 厳格な遵守と部分的遵守

「厳格な遵守状況 (strict-compliance)」とは、人々が正義の原理の内容を厳格に遵守するという前提のことを指す。厳格な遵守状況においては、正義の原理が遵守されるだけでなく、人々は

一定の正義感覚を有しており、さらにその事実が公共的な知識として共有されているとされる。

もともとロールズ自身が理想理論を「厳格な遵守理論」と呼んでいたことから分かります。厳格な遵守はいわば最狭義の理想理論を構成するもっとも基本的な前提である。しかしながら、厳格な遵守はその明らかな反事実性により、これまで激しい批判にさらされてきた。ここでそれらの批判をくわしくみることはできないが、ひとつだけ付言しておく、ロールズが明らかな反事実性にもかかわらず「厳格な遵守」の前提を置いたのは、競合する正義原理同士の比較を可能にするという方法論上の意義があるからである。シモンズが言うように、厳格な遵守の前提がなければ、異なる正義原理を持つ社会における、それぞれの帰結についての比較は不明瞭なものになる (cf. Simmons, 2010, pp. 8-9)。

これに対し、「部分的遵守状況」は、厳格な遵守が欠如した状況のことである。「部分的遵守状況」を前提とした理論を「部分的遵守理論」という。部分的な遵守は、正義の原理の厳格な遵守を期待できないという前提であり、非理想理論を構成する基本的な前提のひとつとされる。松元雅和が言うように、人々のあいだで正義原理の厳格な遵守が期待できない非理想状態のなかで、正義にかなった社会を目指してどのような措置を講ずるかというのが非理想理論の課題となる (松元, 2015, p. 117)³⁾。

2.3.2. 正義の情況

正義の情況は、一口に言えば、社会協働が必要ないし可能であるような社会状況のことである (Rawls, 1999, p. 109=2010, p. 170)。正義の情況は次のふたつの特徴を持つ。第一に、穏当な資源の稀少性 (moderate scarcity)、第二に、相互無関心 (mutual disinterestedness) である。このうち、穏当な資源の稀少性は、天然資源やその他の資源が、社会協働が不要になるほど豊富であったり、社会協働が破綻をきたすほど稀少であったりしない状況を指す。仮に社会に存在する資源が潤沢で稀少性をもたないのであれば、分配的正義の議論をする意味は稀薄になる。分配の必要がそもそもないからである。逆に、資源があまりに稀少な状況でも、分配的正義の議論には意味がない。たとえば、太平洋上を漂流する救命ボート上は、分配的正義を論ずるには過酷に過ぎる状況である (佐野, 2019, p. 60)。

もうひとつの相互無関心は、人々は、他者のために自分の利益を進んで犠牲にしようとはしないという前提である。相互無関心の前提は、限定的な利他心 (limited altruism) とも呼ばれているように、人々を他人に対して一切関心を持たないエゴイストとして想定することを要求するものではない。この前提が意味するのは、もし人々が、相互の利益に対して限りない関心を寄せあう聖人たちだとするならば、正義をめぐる論争は不要である、ということである (Rawls, 1999, p. 112=2010, pp. 173-174)。他人に対してかぎりない寛容と慈悲の心をもつ人々からなる社会では、困窮にあえぐ市民も、正義の原理が命ずるまでもなく同胞市民によって救済されることになるであろう。そのような社会では、正義の原理が要請されることはないのである。

このように、正義の情況は、正義の原理の探求が意味をなすような穏当な水準の資源の稀少性

と、他人を一切気かけないというわけではないが、基本的には自身の利害に関心を集中させる限定的な利他心を持つ人間という、ふたつの理想化から構成される前提である。

2.3.3. 望ましい条件

望ましい条件とは、個人に認められた基本的な政治的自由を、自身の意思にもとづいて十全に行使用することが可能であるような社会的条件のことを指す。

望ましい条件は、すべての人が基本的自由をじゅうぶんに享受していることを前提とする点で、正義の状況よりもさらに理想的なものであるといえる。アルヴァンによれば、正義の状況が成立しているにも関わらず、望ましい社会的条件が充足されていないという形態の非理想状態は現実存在する (Arvan, 2014, p. 99)。例として挙げているのが、18世紀から19世紀にかけての米国である。当時の米国では、正義の状況こそ成立していたものの、奴隷制が存在していたため、個人の基本的自由はじゅうぶんに確立されておらず、その行使を可能とするような社会的状況は存在していなかった。そのため、当時の米国では望ましい条件は充足されていなかったといえる。

2.4. 理想理論と非理想理論をめぐる論争

以上の、(1)厳格な遵守、(2)正義の状況、(3)望ましい条件のみつつの条件を前提とした上で展開される規範理論を理想理論と呼び、上記の条件のうちひとつないし複数を満たさない理論のことを非理想理論と呼ぶというのが、アルヴァンの議論である (Arvan, 2014, p. 96)。

言うまでもなく、これらの条件が満たされないことは現実には決して珍しいことではない。そのため、現実の公共的問題の解決を目的とする政策研究では、非理想状況のもと規範的に正当化できる行動や政策を考える理論として、非理想理論の重要性はひろく受け入れられている。たとえば、アルヴァンが言うように、安定的に機能する統治機構が存在しない、いわゆる失敗国家と呼ばれているような社会では、正義の状況は成立しない恐れがある (Arvan, 2014, p. 98)。また、いわゆる先進民主主義国においても、望ましい条件がじゅうぶんに充足されているとはいえないかもしれない。このような非理想状況においても、より規範的に望ましい社会状態の実現を目指して努力することの重要性は認められる。

問題になるのは、理想理論の位置付けおよび有用性である。規範理論の領域では、理想理論をめぐってこれまで激しい論争がおこなわれてきたが、中心的に論じられてきたのは、そもそも理想理論は有用なアプローチであるか否かという論点である。そこでは、主に次のふたつの陣営に分かれた論争が展開されてきた。第一に、規範理論は非理想理論の次元にとどまるべきであり、理想理論的な議論の重要性を認めないという立場がある。第二に、理想理論と非理想理論はいずれも重要であるとし、それぞれに固有の意義を見出しつつ、その「協働」関係を模索する立場がある。

理想理論に否定的な見解を持つ論者は複数いるが、代表的なのがアマルティア・センである。センによれば、あらかじめ正義にかなった社会や制度の構想を確定しておく理想理論のアプローチ

チは、きわめて困難だけでなく、現実の問題の解決になんら貢献しない (Sen, 2006, 2009)。センはロールズに代表されるような理想理論の試みを「先験論的アプローチ」と呼んで厳しく批判し、その代わりに「比較論的アプローチ」を自身の方法論として提唱する。比較論的アプローチは、不正を含む現状と、それに対する代替案を比較検討することを通じて、漸次的な前進と修正を試みるものである。その漸進主義的性格から、政策研究において好意的に言及されることもある⁴⁾。

理想理論に否定的な論者たちが共有しているのは、理想理論は非理想理論が取り組むべき問題の体系的理解の基盤を与えるというロールズの主張に対する疑念と、特定の規範的立場からトップダウン的に政策を考えようというアプローチに対する警戒である。その意味では、センの議論は、公共政策へのコミットメントを考える近年の規範理論研究者と問題意識を共有するものだけといえる⁵⁾。

一方、センの議論に代表される理想理論批判に応答するかたちで、ジョン・シモンズやアダム・スウィフトといった論者が、理想理論の有用性の論証を試みてきた。後に詳しくみるように、センの批判は、理想理論が現実の問題解決に貢献することはないとする厳しいもので、規範理論研究者が理想理論に従事することそのものの正当化を迫るものであった。当然、理想理論が現実の問題解決になんら資すところはないというのであれば、政策研究が理想理論を参照する意義も否定されることになるであろう。それゆえ、センが提起し、シモンズやスウィフトらによって論じられてきた理想理論の有用性の議論は、政策研究においても重要な意義を持つのである。

以下では、センの理想理論批判と、その批判に対する応答を概観することで、理想理論と非理想理論をめぐる論争のレビューをおこなう。まず、センの理想理論批判を概観し、理想理論の有用性をめぐる議論の基本的な論点を確認する。次に、センの批判に対して、理想理論を擁護する立場から、どのような反論がおこなわれてきたかを検討する。ただし本稿では、センおよびスウィフトらの議論の包括的な検討はおこなわない。ここでの目的は、理想理論の必要性に対するふたつの相反する見解を概観することで、政策研究における理想理論を参照する意義と、その位置付けを明らかにすることにある。

3. アマルティア・センの理想理論批判

あらかじめ簡単に説明しておく、センが提起しているのは、現実の不正義の是正を試みる際に、完全に正義にかなった社会の観念の参照は必要か否かと、そもそも「完全に正義にかなった社会」というものを提示することは可能か否かという問いである。この問題について、まずはセンが展開する議論に即して整理していこう。

3.1. 先験論的アプローチ

センの議論は、ロールズに代表される規範理論上の覇権的な方法論を「先験論的アプローチ」

として定式化し、それにセン自身の方法論である「比較論的アプローチ」を対置することで、前者に対する後者の優越を主張するという流れになっている。ここでいう「先験論的アプローチ」は、ロールズが言うところの理想理論に対応する。そこでまず、センが先験論的アプローチと呼ぶ立場について説明する。

先験論的アプローチとは、簡単に言えば、正義にかなった理想的な制度を先験的に特定することをねらいとして正義の理論を構想するアプローチのことである。センによれば、先験論的アプローチには次のふたつの特徴がある (Sen, 2009, pp. 5-6=2011, p. 37)。第一に、先験論的アプローチは、正義と不正義のあいだの相対的な比較ではなく、「完全なる正義」の特定に関心を向ける。第二に、先験論的アプローチは、完全性を求めて制度を修正することに関心をもち、現実存在する実際の社会状態に直接焦点を合わせない。

一方で、センが提示する比較論的アプローチは、次の特徴がある (Sen, 2009, p. 7=2011, pp. 37-38)。第一に、「完全なる正義」の先験的な特定ではなく、現状の社会状態とそれに対する代替的な社会状態の比較に関心をもち、第二に、制度や規則だけに焦点を合わせるのではなく、実際の社会状態に関心をもち、

3.2. 競合するもっともらしい正義の諸理由の存立不可能

センによれば、先験論的アプローチにはふたつの問題がある。互いに異なる競合する正義の諸理由の存立可能性の問題と、先験論的アプローチが提示する理論の冗長性の問題である。

センは前者の存立可能性問題を、一本の笛を巡って言い争う3人の子供の例で説明する (Sen, 2009, pp. 12-15=2011, pp. 46-50)。アンは、3人のなかで自分が一番上手に笛が吹けるから、笛は自分に与えられるべきだと主張する。ボブは、自分が一番貧しくて、おもちゃを持っていないという理由によって笛を与えられるべきだと主張する。カーラは、その笛はもともと自分が作ったものであるという理由によって、その笛は自分のものであると主張する。この場合、誰に笛を与えるのが最も正義にかなった選択になるであろうか。

リバタリアンはカーラを支持するだろうし、平等主義者はボブを支持するだろうとセンは言う。功利主義者にとってはもっと難しい判断になる。実際に笛が吹けるアンの効用を重くみるかもしれないし、あるいは貧困状態にあるボブの効用がアンのそれを上回るかもしれない。さらに、自分で作ったものには「権利」があるという考え方がもたらす労働インセンティブを考慮することもできる。

この例でセンが強調したいのは、以上の3人の子供の正当化の議論は、資源配分一般に関わる原理の相違を表しているということであり、それぞれ異なったタイプに普遍的で、恣意的でない根拠を示しているということである。

存立可能性の問題が提示するのは、正義のあり方をあらかじめ決定することの困難である。ここで問題になるのは、理想理論は非理想理論よりも時間的に先行するが、非理想理論よりも先に理想理論を解明すること自体が不可能なのではないかということである。

3.3. 理想理論の冗長性

先験論的アプローチには冗長性の問題もある。ここでいう冗長性とは、理にかなった政策や制度の選択を導くうえで、完全に公正な正義の理論の特定は必要でもなければ十分でもないということである (Sen, 2009, pp. 15-16=2011, pp. 50-51)。

冗長性の問題については、センは、ふたつのアナロジーを用いて説明を試みている。そのうちのひとつが、目の前にあるふたつの絵画のうち、どちらが優れた絵画なのかを選ぶという例である。もうひとつの例は、ふたつの山のうち、どちらが高いかを比較するというものである。このうち、山のアナロジーは比較的シンプルなもので、キリマンジャロとマッキンレーのどちらが高いかを知るのにエベレストの標高を知っておく必要はないとセンは主張する。

絵画のアナロジーはもう少し複雑な含意があるように思われる。これは、ピカソとダリのどちらかを選ぼうとするときに、モナリザが理想的な絵であるかどうかを議論する必要はないというものである。いま目の前にあるふたつの絵からどちらかを選ぶという課題を解決するうえで、この世で最も偉大な理想的な絵画について語ることは意味がないとセンは主張する。議論の結果、仮にモナリザが最高の絵であるということがわかったところで、課題解決の役には立たない。依然として、ピカソかダリのどちらを選ぶべきかの疑問は残る。

いずれのアナロジーにおいても一貫しているのは、提示された選択肢のなかから相対的に望ましいものを選ぶうえで、もっとも望ましい選択肢を考える作業は冗長なうえに役に立たないという含意である。ここでいう「絵」や「山」が意味しているのは、われわれが選択しなければならない、ありうる社会状態のことである。ある社会問題に対して、特定の政策を実施するかしないか、あるいは、ふたつある政策のうちどちらを実施するのか。こういった選択をする場合、それぞれの考えうる帰結を比較検討する作業が必要になるが、もっとも望ましい社会状態をあらかじめ決めておく必要はない (決めておいても役に立たない) というのが、センの主張である。

とはいえ、完全な正義を特定する理論やそのプロセスが、相対的な選択肢を決定するうえで役に立つということはないのであろうか。たとえば、目の前にある選択肢と完全に正しい選択肢との間にある「距離」によって、間接的に様々な選択肢を順位づけるということは可能かもしれない。しかし、センの答えは否定的なものである (Sen, 2009, pp. 16=2011, p. 51)。

その理由はふたつある。第一に、選択対象には異なる様々な次元があるので、結局どの次元の「距離」を重視するかという問題があらたに生じてしまう。第二に、記述的な近さは評価上の近さを意味しないからである。

3.4. 次善の問題

この第二の問題は、いわゆる「次善の問題」と呼ばれるものである⁶⁾。次善の問題として挙げられる例にはいくつかのものがあるが、センは白ワインと赤ワインを混ぜた飲み物を例に説明する。仮にその飲み物が、どちらかと言えば赤ワインの分量の方が多かったとしても (つまり、白ワインよりも赤ワインに近い飲み物だったとしても)、赤ワインを好む人がそれを飲みたがると

は限らない。赤ワインが好きな人は、白ワインと赤ワインの混ぜ物よりかは、白ワインを好むかもしれないのである。

この例が示しているのは、最善の理想の選択肢が赤ワインであるということがわかったとしても、赤ワインが選べない状況下における次善の選択には役に立たないばかりか、むしろ選択を誤らせる恐れがあるということである。赤ワインが飲みたいが切らしている、という場合には、そもそもワインではないという点で似ても似つかない日本酒やビールを飲みたいということがあるかもしれない。場合によっては、一番好きな赤ワインが飲めないならソフトドリンクのほうが良いという人もいるだろう。このように、理想の選択肢を提示することによって、次善の選択肢を考えなければならない状況でも、最善の選択肢と表面的に類似しているという理由で不適切な選択をまねく恐れがあるのである。それゆえ、理想理論の探求には、単に理論家の時間や手間の空費以上の有害性が認められるのである。

4. 先験論的アプローチ批判に対する反論

以上の批判は、ロールズ正義論そのものに対する批判としても、理想理論の必要性に対する懐疑論としてもひろく受け入れられている。理想理論に対するセンの立場は否定的なもので、彼の主張が正しければ、規範理論研究者は非理想理論にのみ取り組めばじゅうぶんであるということになるだろう。

しかし、先験論的アプローチを否定し比較論的アプローチの優越を説くセンの主張には、理想理論的なアプローチを擁護する立場から、決して少なくない批判が加えられてきた。本節では、センが提起した「存立可能性の批判」と「冗長性の批判」に対する反論を検討する。

4.1. 理想理論の存立不可能性への反論

まず、存立不可能性の問題について検討する。この問題の基本的な論点は、そもそもロールズの方法論を「先験的」と評価するのは適切なのかということである。

理想理論を擁護する論者たちは、センは理想理論的なアプローチを採用する論者の意図ないし主張を誤解していると主張する。たとえばジラベルトは、ロールズ本人は、センが要約しているような意味での先験論的アプローチは受け入れなかっただろうと指摘している (Gilbert, 2012, p. 42)。センの議論において、先験的アプローチの例として集中的に検討されているのはロールズ自身の方法論であるから、この指摘は重要である。

では、センはロールズの方法論のなにを見落としているのか。ジラベルトによれば、そもそもロールズは、自身の提唱する「公正としての正義」が、考えるあらゆる政治的構想よりも優越していると主張していたわけではない (Gilbert, 2012, p. 43)。実のところ、ジラベルトが指摘するように、ロールズは他の正義構想との明示的な比較検討をおこなうことによって「公正としての正義」の優越を論証するという手法をとっている。このように、『正義論』の論証過程をみ

でも、必ずしも比較論的アプローチを排除しているわけではないという。

ここで問題になっているのは、自身が提唱する正義の構想が、(a) 他のそれよりも優れていると主張することと、(b) 存在しうる、あるいは考えうるすべての正義の構想よりも優れていると主張することの違いである (Gilbert 2012, p. 43-44)。ロールズは他の正義構想との明示的な比較検討をおこなうことによって「公正としての正義」の優越を論証するという手法をとっているが、このことが意味するのは、ロールズにとっても、完全な正義の構想の探求は、将来に開かれたプロジェクトとして残されたままであり、「公正としての正義」として暫定的な回答に過ぎないということである。したがって、ロールズの主張を (b) として解するのは適切ではないとジラベルトは主張する。

ジラベルトが強調しているのは、ロールズの議論の可謬主義的な性格である。たしかに、われわれの認知的な限界を所与とするならば、考えうるあらゆる選択肢よりも優越した正義の構想を示すという目標は厳密には達成不可能であろう。だからといって、その目標自体に意味がないことにはならないとジラベルトは主張する (Gilbert, 2012, p. 44)。むしろ、ロールズも含めた、先験論的アプローチを取る論者のねらいは、他の正義の構想よりもすぐれた正義の構想を検討することを通じて、理論的な実現可能性の限界を見定めることにありと解するほうが適切である。われわれは、提示された正義の構想の良し悪しについて、合理的な限りにおいて広範に、かつ深く比較検討することを断念するべきではないのである。

また、クリスティナ・メシェルスキは、笛を欲しがる三人の子供が、それぞれ不偏的でもっともらしい自身の主張の正当化根拠を持っていたとしても、それは三人の子供が合意に至ることができないことを意味しないと指摘する (Meshelski, 2019, p. 33)。不偏的でもっともらしい正義についての合意は、その複数性ゆえに不可能であるというわけではないのである。

4.2. 理想理論の冗長性に対する反論

次に、冗長性批判を検討する。冗長性の批判に対する回答としては、主に、次のふたつの観点からの反論が考えられる⁷⁾。第一に、規範理論の役割は、個別の選択肢の比較の尺度を提供するだけにはとどまらず、より長期的な視野に立った社会変革のガイドラインの提示にもあるとするものである。第二の方向性として、理想理論は、センの主張に反して、個別の選択肢の比較にも有用であるとするものが考えられる。

前者の議論の代表的な主張として、アダム・スウィフトやジョン・シモンズによる研究が挙げられる (Simmons, 2010; Swift, 2008)。両者の主張を簡単に要約すると次のようになる。ふたつの選択肢から相対的に良いものを選ぶ(悪いものを特定する)のに、最高の選択肢の特定作業(理想理論)は必ずしも必要ではないというセンの主張が正しいとしても、そもそも理想理論の役割は、ありうる不正な制度の相対的な不正の度合いを判断することにはない。むしろ理想理論に期待される役割は、われわれが現実の問題に対処するうえでの大まかな方向性を提示することであり、その意義を過小評価してはならない。

後者の議論の例としては、マーティン・ブートによるものが挙げられる (Boot, 2012)。後者の議論で争点になるのは、包括的な理想理論を提示する試みと、個別の選択肢の比較検討とのあいだに、「分析的な接続」関係がありうるかどうかである。この議論は、大まかなガイダンスの意義を強調することで理想理論を擁護するシモンズやスウィフトとはちがいで、そもそも最高の選択肢の特定作業は個別の選択肢の検討には不要であるというセンの中心的主張に対する反論を試みるものである。以下ではそれぞれの議論を検討しよう。

4.2.1. 「最終目的地の理論」としての理想理論

先述したように、センのアナロジーで「山」や「絵」が意味しているのは、ありうる社会状況の選択肢のことである。提示された選択肢の中から、相対的に望ましい社会状況を選ぶのに必要なのは、それぞれの相対的な望ましさを測定することなのであって、もっとも望ましい社会状況を参照する必要はないというのが、センのアナロジーの要諦である。

それに対してシモンズやスウィフトが指摘するのは、個別の最善の選択を積み重ねても望ましい状況に到達するとは限らないということである (Simmons, 2010; Swift, 2008)。たとえば、社会状態の選択肢 A と B があつたとき、A は B よりも望ましいが、もっとも望ましい社会状態 X には、A ではなく B からしか到達できないということがあるかもしれない⁸⁾。その場合、短期的には A を選ぶことが望ましいが、長期的なスパンで考えた場合は B を選択するということも、非理想状況における判断としてじゅうぶん正当化可能である。

このように、「二歩進むために一歩下がる」といった選択も、ロールズの非理想理論では正当化される (Simmons, 2010)。しかし、このようなかたちの非理想理論的な議論をするためには、そもそももっとも望ましい社会状態 X を把握している必要がある。理想理論の役割はその X の探求と提示にあるというのが、センの冗長性批判に対する彼らの反論である。

先述したように、ロールズは非理想理論の重要性を認めつつも、非理想理論が対処しなければならない喫緊の問題を体系的に把握する唯一の基盤を理想理論が与えるという理由で、理想理論の探求が優先されると述べている。スウィフトが言うように、このロールズの主張を評価するには、「体系的に把握する」という言葉の意味を解明しなければならない (Swift, 2008, p. 382)。彼らの反論が示しているのは、理想理論が、非理想状況における個別の政策選択の中長期的な指針になりえるという、理想理論と非理想理論の「協働」のひとつのイメージであり、公共政策における理想理論の役割を明確にするものとして評価することができるだろう。

4.2.2. 比較検討に役立つ理想理論

シモンズとスウィフトらによる「最終目的地」の反論は、重要な示唆を含むものではあるものの、ふたつの選択肢の比較検討には理想理論は役に立たないというセンの認識に対して、直接的な反論をするものではない。しかし、理想理論は個別の選択肢の中からどれを選択するのかという比較検討にも有用だと主張するのがブートである。ブートは、長期的な正義の実現のためには

理想理論の参照が欠かせないとするシモンズの議論を踏襲しつつも、完全な正義の特定と不完全な社会状況の比較のあいだにセンが強調するような「分析的断絶」はないと主張する。適切な比較をおこなうためには、比較のための基準の特定と統合が必要なのである (Boot, 2012, pp. 11-12)。

ブートの議論は次のようなものである。たしかに、モンブランとマッターホルンのどちらがより高い山かを検討するのに、世界で最も高い山はエベレストであるという知識は必要ない。しかし、モンブランとマッターホルンのどちらがより登頂が困難な山かという議論であれば事情は違う。標高という単一の尺度でのみ考えれば、マッターホルンよりもモンブランのほうが高い山であるが、登頂の難易度は標高のみによって決まるわけではない。事実、世界で最も登頂が困難とされている山は、世界最高峰のエベレストではなく、標高世界二位の K2 なのである。

このように、登頂の難易度という尺度は、標高のような単一の尺度ではなく、それらの個別の尺度を統合したより上位の尺度である。上位の尺度は、それを構成するより下位の、個別の尺度を発見し、それぞれの重み付けをおこなって、統合することによって解明される。たとえば、標高だけでなく、天候の安定性や周辺の治安状況なども総合的に考慮しなければ、登頂の困難さを示す指標としては使えないということである。

ブートは、これは正義についての規範的な議論でも同様であると指摘する (Boot, 2012, p. 11)。ロールズが『正義論』で試みたのは、正義を構成する個別の尺度を発見し、重み付けをおこなって、統合することである。ロールズの試みがそれ自体の目的に照らして成功しているかどうかは議論の余地があるとしても、その意義を否定することは難しい。このような作業を経ない限りは、個別の選択肢の複合的な尺度における比較もできないからである。

以上のように考えるならば、完全な正義の特定と不完全な社会状況の比較のあいだにセンが強調するような「分析的断絶」はないということになる。完全な正義の特定作業は、個別の尺度の発見と重み付け、統合を試みる作業をとまなう。そこで提示された複合的な尺度は、個別の選択肢を検討する際にも有用だと考えられるのである。

5. 公共政策と理想理論

以上、センの批判に対する、理想理論を擁護する立場からの反論を概観してきた。本稿では包括的な考察をくわえる余裕はないが、これまでの論争を踏まえて、理想理論と非理想理論の政策研究への位置付けを試みたい。

5.1. 理想理論の役割

第一に指摘できるのは、シモンズやスウィフトらによる議論によって、理想理論が持つ中長期的なガイダンスの役割が明確化されていることである。佐野亘が指摘しているように、シモンズらによる議論は、理想理論の必要性を積極的に承認することによって「正義を実現するプロセ

ス」の検討を可能にしており、そこに理論上の貢献が認められる（佐野，2016，p. 136）。彼らの議論が意味するのは、今日の前にある複数の政策の選択肢のうち、どれがより望ましいかについての非理想理論的な議論を長期的かつ包括的におこなうためには、理想理論が要請されるということである。村上慎司が指摘しているように、理想理論に政策目的の設定や優先順位づけといった役割を期待することによって、理想理論と非理想理論のあいだに建設的な補完関係が成立しうる（村上，2019）。

5.2. 非理想理論とインクリメンタリズム

第二に、非理想理論とインクリメンタリズムの親和性である。インクリメンタリズムとは、現行の政策に小さな増分的修正を積み重ねていくことによって、問題への対処を試みる政策決定方式のことである。これまで見てきたような理想理論と非理想理論をめぐる論争は、明確な指針なき現状の微修正が、無定見な修正の蓄積と政策立案者の思考停止を招いてしまうという、政策研究におけるインクリメンタリズムをめぐる論争と関連付けることができる（cf. 佐野，2016，p. 16）。

インクリメンタリズムを提唱したチャールズ・リンドブロムによれば、人間の認知能力の限界や時間制約を所与とするならば、あらゆる選択肢を列挙したうえでもっとも効率的な政策の選択をおこなおうとする合理的政策モデルは、非現実的かつ非合理である（Braybrooke & Lindblom, 1963）。一方インクリメンタリズムでは、知的資源の投入対象は増分的な政策の修正に限られているため、現状に対する代替案のより緻密な吟味が可能になるのである。このように、リンドブロムの主張の獨創性は、現状の増分的な微修正の蓄積はむしろ、合理的な政策決定モデルとして、消極的ではなく積極的に擁護できるということを強調したところにある（cf. 足立，2009，pp. 142-143）。つまり、リンドブロムは政策過程において一般的に採用されているモデルとしてインクリメンタリズムを捉えるだけでなく、それに「価値的に肯定的な態度」を取っている（山川，1994，pp. 126-127）。

政策決定における行動規範としては、インクリメンタリズムは重大な問題を抱えているともいわれる。よく指摘されるのは、抜本的な政策変更が必要な状況では、インクリメンタリズムは行動の指針として端的に不適切という問題であるとか、インクリメンタリズムが政策決定者の思考停止を招くという懸念である（足立，2009，pp. 196-197）。

上で述べたように、インクリメンタリズムは、もともと包括的な完全合理性を志向する政策研究に対するオルタナティブとして提示されたモデルである。インクリメンタリズムでは多元的民主主義が前提とされ、「合理的」な政策分析を非現実的なものにするような現実の状況が考慮されたうえでの、可能な限りでの合理的な政策決定が追求される。これらの問題意識やスタンスは、非理想理論の重要性を強調する論者にも共通しており、インクリメンタリズムと非理想理論アプローチの親和性は明らかである。そしてこの親和性ゆえに、理想理論よりも非理想理論の重要性を強調する規範理論上の議論は、政策研究においてインクリメンタリズムが抱えているとされる

問題を同様に抱えてしまう恐れがある。

足立幸男は、インクリメンタリズムが全体としては優れた政策分析・評価戦略であるということを確認しつつ、それを真に有益かつ有効なものにしようとするならば、じゅうぶんに裏付けられた規範理論によって補完しなければならないと論じている（足立，1991，p.142）。非理想理論にも、足立がインクリメンタリズムに対しておこなった指摘に、同様に当てはまる場所があるように思われる。

5.3. 理想理論と合意形成

第三に、理想理論と合意形成の関係である。ジラベルトやメシェルスキといった論者は、ロールズの理想理論は「先験的」なものではないこと、不偏的でもっともらしい正義を支持する理由が複数あったとしても、当事者間同士の同意は不可能ではないことを指摘することによって、センへの反論を試みていた。しかし、仮に理想理論が、センが指摘しているような意味では先験的でなかったとしても、相互に対立する正義の複数性が提起する問題自体は、依然として残されている。もっともらしい正義についての合意は、たしかに不可能ではないかもしれないが、それが難事業であることには変わらない。相互に対立する、それぞれに恣意的でない正義の複数性は、政策において追求すべき理想や価値についての意見の不一致というかたちでわれわれの前に現れるが、理想理論を擁護する論者たちの議論は、その点いささか楽観的であるように思われるのである。

この難点は、個別の比較検討における理想理論の有用性を指摘するブートの議論にも当てはまる。ブートが言うように、理想理論を検討し、考察する試みは、たしかに、個別の選択肢を精査するための基準の確立には有用であろう。しかし、実際の政策問題や現実的な問題解決を考える場合には、そもそも、複数考えられる基準のうち、どれを適用するのが規範的にもっとも望ましいか明らかではないというのが問題なのである。

シモンズやスウィフトが指摘するように、理想理論が「最終目的地」を提示することには、一定の意義が認められるように思われる。しかしその一方で、理想理論が、その複数性が招く意見の不一致の問題をじゅうぶんに考慮せずに構想されることの問題は、決して小さくない。たとえばジョナサン・ウルフは、規範理論の研究者には意見の一致を目指すどころか、むしろ回避するバイアスがあり、現実の問題解決における関係者間の合意の意義を極端に軽視する傾向があることを指摘している（Wolff, 2011）。もし理想理論と非理想理論のあいだに建設的な補完関係が成立しようとしても、実際には、何が正しい理想理論であるかという難題が存在するため、政策目的の設定や優先順位づけといった作業に理想理論を用いるのは困難であるかもしれない。

とはいえ、以上の難点は理想理論の政策分析上の利点とトレードオフであるように思われる。たとえば、合意調達を過度に重視してしまうことによって、個々の政策目的の矛盾の放置や、政策目的のいたずらな複数化が招かれ、政策の効率性が損なわれるということもありえるかもしれない。村上が言うように、公共政策の現状維持バイアスに対して、そもそもなぜ現在の制度・政

策が存在するのかの理由を問う議論が重要であり、そこに規範理論の貢献の余地を認めることもできるだろう（村上, 2019, p. 21）。このように、規範理論には、公共政策の政策目的の首尾一貫性や体系性に対する分析によって貢献するというニーズがあるが、理想理論に期待されるのはそのニーズを満たすことなのである（cf. Hamlin & Stemplowska, 2012）。

6. おわりに

実践的な政策課題に規範理論研究が応答すべきだという問題意識が強調されるようになって久しいが、実際に公共政策の議論に規範理論の知見を反映するのは容易ではない。というのも、規範理論はその前提に非現実的な理想化された仮定を置いているため、現実の状況との無視しがたい隔たりが存在するためである。

規範理論における理想理論と非理想理論をめぐる論争は、そうした問題意識を受けたものといえよう。むしろ、政策課題への規範理論の機械的適用は非建設的な結果に終わりがちであるという指摘は重要である。そこでしばしば強調されるのが、規範理論の研究者が、現実の政治につきまとう諸制約を考慮することの必要性である。具体的には、個々の政策の「場当たり」的な側面と、民主主義社会における価値の多元性の承認がもとめられる。こうした議論の背景には、規範理論を政策課題に機械的に適用するのではなく、また別のアプローチをとる必要があるという認識がある。

言うまでもなく、上記の問題意識にもとづいた方法論の探求は有益であるし、一定の成果も挙げている。しかし一方で、その種の議論は、規範理論が持つ体系性が、政策分析においては有用な場合もあるという点を見落としてきたように思われる。本稿で取り上げた理想理論の有用性を説く議論は、見落とされがちな理想理論の政策分析上の意義をあらためて取り上げたものとして評価することができる。

一方で、残された課題も少なくない。ここではさしあたり、次の二点を指摘しておきたい。第一に、もっともらしい正義の複数性が招く合意形成の問題を回避しつつ、長期的な政策選択に役立つ中長期的なガイダンスをいかに構想するかという難題がある。第二に、理想理論以外の中長期的なガイダンスの提示方法の探求である。非理想理論的な作業には何らかの規範的なガイダンスが必要であるからといって、それが必ずしも理想理論でなければならない理由はないように思われる。適切な理想理論をすぐには参照できない（競合する理想理論が複数あるため選択が困難であるとか、そもそも参照するうえで適切な理想理論がないように思われる場合など）という、まさに非理想的な状況においても、場当たりのない政策選択を模索する余地はあるかもしれない。代替的な方法論の探求も視野に入れた検討が必要であろう。

註

- 1) 言うまでもなく、「現実主義的ユートピア」論は、ロールズの政治哲学観が色濃く反映されている。ロールズの考えでは、政治哲学の重要なねらいのひとつは、現実の政治的可能性の限界と通常考えられている枠をさらに押し広げることであり、そのために提示されるのが「現実主義的ユートピア」である。ロールズのこの主張自体論争的で自明のものではないものの、理想理論と非理想理論の区別を理解するうえでは念頭に置いておく必要がある。
- 2) (2)のユートピア的理論とリアリズム理論の区別は、規範理論の事実感応性に関わるもので、理想理論が前提とすべき一般的事実とは何かという論点をめぐって盛んに論争がおこなわれてきた。論争の中心となったのは、ジェラルド・コーエンによるロールズ批判である。コーエンによれば、実現可能性に配慮したロールズの現実主義的ユートピアとしての理想理論は、規範理論において探求すべき正義の名に値しない。コーエンにとって正義とは哲学的な理想なのであって、それが現実には達成可能であるかどうかは規範理論の関心の外にあるというわけである。にもかかわらず、ロールズは、本来理想理論を構想するうえでは取り除かれるべき事実（正義の状況）を、所与のものとして不適切にも前提に組み込んでしまっており、過度に現実迎合的な帰結を導いてしまっている。ロールズが理想理論の導出にあたり、一定の現実主義的な前提を置いていることは明らかであるが、それをいかに評価するかについては意見が分かれている。本稿ではこの点について深入りすることを避けるが、ただ複数の論者が指摘するように、実践の指針になるような規範理論の提示というロールズの目的に照らして考えれば、一定の事実を所与とすることそのものの妥当性は否定しにくいように思われる（松元、2015, p. 118, 福家、2015, p. 72-73, Valentine, 2012, p. 660）。とはいえ、福家佑亮が言うように、理想理論が事実感応的であること自体は致命的な欠陥ではないにしても、あまりに多くの事実を前提としてしまうと、不必要に現実肯定的で保守的な結論を招くことになりかねず、規範理論の目的を達成することができなくなる（福家、2015, p. 73）。
- 3) ロールズによれば、部分的遵守理論としての非理想理論には、次のふたつの副次的な区別がある。ひとつは、人間の自然本性的な限界および歴史的偶発性への調整を律するための理論であり、もうひとつは不正義に対処するための理論である（Rawls, 1999, p. 216=2010, p. 331）。
- 4) 政策研究者がセンの比較論的アプローチを援用して自身の方法論を説明する例として（Boston, 2016）。
- 5) 近年の政治理論では、ロールズやノージックに代表される抽象的でグランドセオリー的な理論的探求への関心の偏りに対する反省から、課題主導型のボトムアップ的かつ漸進主義的なアプローチの必要性が提唱され、その模索が続いている。代表的なものとしてウルフによるものが挙げられる（Wolff, 2011）。
- 6) 次善の問題については（Swift, 2008, pp. 375-376）を参照。
- 7) また、理想理論アプローチを直接擁護するものではないものの、センの比較にもとづくアプローチのテクノクラティックな側面を指摘することで、センの主張の一面性を明らかにしようとする議論もある。メシエルスキは、そもそもセンの理論は実質的な規範的主張を欠いているうえに、そもそも社会状態の選択が可能な立場の人間はきわめて限定的であると主張する（Meshelski, 2019）。
- 8) このように、非理想状況における「急がば回れ」を正当化する議論については、（佐野、2016, pp. 134-139）を参照。

参考文献

- Arvan, Marcus (2014). "First Steps toward a Nonideal Theory of Justice," *Ethics and Global Politics* 7(3): 95-117.

- Boot, Martijn (2012). "The Aim of a Theory of Justice," *Ethical Theory and Moral Practice* 15(1): 7-21.
- Boston, Jonathan (2016). *Governing for the Future: Designing Democratic Institutions for a Better Tomorrow*. Emerald Group Pub.
- Braybrooke, David, and Lindblom, Charles E. (1963) *A Strategy of Decision: Policy Evaluation as a Social Process*, Free Press.
- Gilbert, Pablo (2012). "Comparative Assessments of Justice, Political Feasibility, and Ideal Theory," *Ethical Theory and Moral Practice* 15(1): 39-56.
- Hamlin, Alan, and Zofia Stemplowska (2012). "Theory, Ideal Theory and the Theory of Ideals," *Political Studies Review* 10(1): 48-62.
- Meshelski, Kristina (2019). "Amartya Sen's Nonideal Theory," *Ethics and Global Politics* 12(2): 31-45.
- Rawls, John (1999). *A Theory of Justice*. Belknap Press of Harvard University Press.
- Sen, Amartya (2006). "What Do We Want from a Theory of Justice?" *The Journal of Philosophy* 103(5): 215-238.
- Sen, Amartya. 2009. *The Idea of Justice*. Belknap Press of Harvard University Press. 池本幸生訳 (2011) 『正義のアイデア』 明石書店。
- Simmons, A. John (2010). "Ideal and Nonideal Theory," *Philosophy and Public Affairs* 38(1): 5-36.
- Swift, Adam (2008). "The Value of Philosophy in Nonideal Circumstances," *Social Theory and Practice* 34(3): 363-387.
- Valentini, Laura (2012). "Ideal vs. Non-ideal Theory: A Conceptual Map," *Philosophy Compass* 7(9): 654-664.
- Wolff, Jonathan (2011). *Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry*. Routledge. 大澤津・原田健二郎訳 (2016) 『「正しい政策」がないならどうするべきか — 政策のための哲学』 勁草書房。
- 足立幸男 (1991) 『政策と価値』 ミネルヴァ書房。
- 足立幸男 (2009) 『公共政策学とは何か』 ミネルヴァ書房。
- 佐野亘 (2016) 「許容可能な不正義? — 非理想理論における腐敗の問題」 『立命館言語文化研究』 28(1): 131-149.
- 福家佑亮 (2015) 「『正義論』における嫉妬の位置づけについて」 『実践哲学研究』 38: 61-86.
- 松元雅和 (2015) 『応用政治哲学』 風行社。
- 村上慎司 (2019) 「社会保障の規範理論に基づく政策研究 — A・センと J・ウルフの比較」 『医療福祉政策研究』 2(1): 15-25.
- 山川雄巳 (1994) 『政策とリーダーシップ』 関西大学出版部。